保安林整備事業共通仕樣書

第1章 総則

第1 適用

- 1 保安林整備事業共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は,県が委託する治山 事業における保安林整備事業(以下「保安林整備」という。)に適用するものとする。
- 2 共通仕様書は、保安林整備の業務(以下「業務」という。)に関する一般的事項を 示すものであり、個々の作業に関し特別必要な事項については、別に定める特記仕様 書によるものとする。

第2 用語の定義

- 1 「設計図書」とは,特記仕様書,図面,共通仕様書,現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 2 「契約図書」とは,契約書及び設計図書をいう。
- 3 「監督職員」とは,契約図書に定められた範囲内において受託者に対する指示,承 諾又は協議の職務等を行う者で,総括監督員,主任監督員及び監督員を総称していう。
- 4 「指示」とは,監督職員が受託者に対し,業務の遂行上必要な事項について書面を もって示し,実施させることをいう。
- 5 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面を もって知らせることをいう。
- 6 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項 について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 7 「協議」とは,書面により契約図書の協議事項について,委託者と受託者が対等な 立場で合議することをいう。
- 8 「提出」とは、受託者が監督職員に対し、業務に係る書面又はその他の資料を説明 し、差し出すことをいう。
- 9 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

第3 業務計画書

- 1 受託者は、業務着手前に次の事項を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。この場合、監督職員がその他の項目の補足を求めたときは、これを追記するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務工程表

- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 主要機材
- (6) 主要資材
- (7) 業務方法
- (8) 業務履行管理
- (9) 緊急時の体制
- (10) その他
- 2 受託者は,業務計画書の内容に変更が生じた場合には,当該変更に係る業務に着手 する前に変更事項を明示した変更業務計画書を作成し,監督職員に提出しなければな らない。

第4 区域の測量

- 1 受託者は,業務の施工に先立ち,あらかじめ業務に必要な測量を実施しなければならない。
- 2 受託者は、1の測量の成果と設計図書の内容に相違がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

第5 施工管理

受託者は,業務施工中は,別表 1 「写真管理基準」及び別表 2 「業務管理基準」により施工管理を行い,業務完了後その記録を監督職員に提出しなければならない。その際,受託者は,管理標準地(プロット)を設けて行う工種については,施工管理が正しく行われているかを確認するため,委任者が設定した設計標準地の近くに管理標準地(植生,立木本数及び伐採本数,胸高直径,樹高等を調査)を設計標準地と同数以上設け管理しなければならない。

第6 保険の付保

受託者は,林業退職金共済制度等に加入し,業務に係る契約の締結後1か月以内及び 業務完成時に,掛金収納状況についての報告書を,監督職員を通じて委託者に提出しな ければならない。

第2章 植栽工

第1節 材料

第1 一般事項

植栽材料は、設計図書に示された品質、形状、寸法等を有し、その使用目的に適合したものでなければならない。

第2 土壌

客土等に使用する土壌は、砂礫の混入していない比較的肥沃なもので、それぞれの用途に適合するものでなければならない。

第3 稲わら

稲わらは,十分乾燥し,形状がそろい,強靭性及び肥効分を備えたもので,雑物が混入していないものでなければならない。

第4 肥料等

- 1 肥料は,肥料取締法(昭和25年法律第 127号)に定められたもので,その含有すべき有効成分の最小限が,所定量以上のものでなければならない。
- 2 堆肥は、完熟したものでなければならない。
- 3 土壌改良剤は、定められた品質又は成分を満たすものでなければならない。
- 4 肥料及び土壌改良剤等は,防湿箇所に保管し,変質したものを使用してはならない。

第5 苗木

- 1 苗木は,所定の規格を持ち,発育が完全で組織が充実し,根の発達が良いもので病 害虫や外傷のないものでなければならない。
- 2 苗木の運搬に当たっては,苗木の損傷,乾燥,蒸れ等による枯損又は活着が低下することのないよう十分注意しなければならない。

第6 材料の確認等

材料は、使用前に監督職員の確認又は承諾を受けなければならない。

第2節 施工

第1 地拵え

- 1 地 拵 えの方法は,あらかじめ保残するものとして監督職員が指示した立木(幼齢木も含む。)を除き,全部地際から刈り払い,伐採しなければならない。
- 2 刈り払い及び伐採木等の整理は,原則として等高線状に沿って集積する枝条筋置方 式としなければならない。
- 3 気象及び地形等の条件から前項の方法が困難な場合には,監督職員に報告し,その 指示を受けなければならない。

第2 苗木の運搬,仮植

- 1 苗木を苗圃から運搬するときは、根をこも、むしろ等で包まなくてはならない。この場合、運搬中損傷しないよう取り扱うと同時に乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 2 植付けのために作業地に苗木を運搬したときは,必要に応じて束を緩めて仮植を行い,むしろ等で覆って風,光にさらさないようにしなければならない。
- 3 苗木を仮植する場所は,日陰,適湿の土地であって雨水の停滞しないところを選定しなければならない。

4 仮植は,苗木を南方向に20度から30度の角度で伏せ,根が重ならないようにして並べ,幹の3分の1から4分の1を覆土し,踏み付けた後,再び軽く土を覆い,乾燥を防ぐため日中は必ずこも,むしろ等で日除けをしなければならない。

第3 植栽

- 1 苗木を携行するときは、根を露出させないよう必ず苗木袋を使用するなど適切な処置を講じなければならない。
- 2 植穴は,径及び深さをそれぞれ30cm程度に掘り耕うんし,石礫及び根株等の有害物を除去しなければならない。
- 3 植付けは、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、その後くぼみにならないよういくぶん高めに覆土しておくものとする。この場合、深植、浅植にならないようにしなければならない。
- 4 日光の直射が強い日及び強風の際の植付けは,なるべく避けるものとし,やむを得ず実施する場合は,苗木,植穴,覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 5 気象状況により乾燥が続き,植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し,監督職員に報告しなければならない。

第4 施肥

- 1 堆肥を基肥とする場合は,植穴最下部に入れ5~10cm覆土しなければならない。
- 2 化学肥料を基肥とする場合は、ある程度埋め戻した後、根張り(又は枝張り)の外側に、点状、半月状又は輪状に苗木に触れないように施し、更に周囲に残っている土を肥料の深さが3cmから10cmになるよう盛り上げ、再び踏み固めなければならない。

第5 簡易施設

簡易施設の数量,寸法・形状及び施工方法は,設計図書に定めるところにより実施しなければならない。

第6 枯補償

植栽の枯補償期間は1年間とし,この期間内に植栽木の10%を超える枯損があった場合は,監督職員と協議の上,同等品を植え替えなければならない。

第3章 保育

第1 下刈

- 2 刈り払い物は、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間・苗間に存置しなければならない。

- 3 下刈作業中,植栽木を損傷しないよう注意し,特に植栽木の周囲の刈り払いには, 植栽木の根元に下刈鎌,下刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わ なければならない。
- 4 笹,雑草等の繁茂が著しい所では、先に植栽木の周囲を刈り払い、植栽木の位置を確かめてから、その他の部分の刈り払いを行わなければならない。
- 5 車歩道及び防火線・水路等に散在した刈り払い物は,取り除かなければならない。

第2 追肥

追肥は,なるべく根張り(又は枝張り)の外側に,点状,半月状又は輪状に深さ3cmから10cmの穴又は溝を掘り,溝の中に肥料をよく散布し,よく覆土しなければならない。

第3 雪起し

- 1 雪起しは、融雪後速やかに実施するものとする。
- 2 雪起しは、樹冠を損傷しないよう注意しながら一本ごとに縄等を使用し、若干強度 に引き起こし立木又は杭に結束しなければならない。
- 3 根の部分が緩んでいるものについては、十分踏み固めなければならない。

第4 除伐

- 1 不要な雑木竹等の伐倒に当たっては,植栽木及び有用天然木を損傷しないよう注意 しなければならない。
- 2 植栽木及び有用天然木が過密な箇所においては,生長不良木等の伐倒について監督 職員と協議しなければならない。
- 3 伐倒に当たっては、地際から伐採しなければならない。
- 4 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を 行わなければならない。
- 5 つる類は,根元から切断し,植栽木等に巻き付いているつる類は植栽木を損傷しないように除去しなければならない。
- 6 作業に支障が生じる植栽木等の枝は、樹幹に接した位置で樹幹に平行かつ平滑になるように鉈等で切断しなければならない。
- 7 車歩道及び防火線・水路等に散在した伐倒木等は,取り除かなければならない。

第5 本数調整伐

- 1 本数調整伐の対象木が標示されていない場合は,標準地又は,類似林分の選木状況 に準じて対象木を選木し,標示しなければならない。
- 2 対象木の選木は、枯損木・病害虫木・衰退木、被圧木、曲り木、並木(密度調整上 やむを得ない木に限る。)の順序としなければならない。
- 3 対象木の周囲にある雑木等は,事前に刈り払い伐採の支障とならないようにする。
- 4 伐倒に当たっては,対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。

- 5 伐倒木の伐採高は,なるべく低い位置(おおむね地上30cm以内)としなければならない。
- 6 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を 行わなければならない。
- 7 作業に支障が生じる植栽木等の枝は、樹幹に接した位置で枝座を残して樹幹に平行 かつ平滑になるように銃等で切断しなければならない。
- 8 伐倒木は、小運搬・集積できる程度の長さに玉切りし、後続作業の支障とならない 箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないよう等高線に平行に存置しなけれ ばならない。
- 9 風の影響を受けやすい箇所においては、林分保護のため、原則として林縁木の伐採 をしてはならない。

第6 受光伐

受光伐は,第5の本数調整伐に準ずるものとする。

第7 つる切り

- 1 植栽木及び有用天然木に着生するつる類は、根元から切断しなければならない。
- 2 植栽木等に巻き付いているつる類は,植栽木を損傷しないように除去しなければ ならない。

第8 枝落し

- 1 枝落しの対象木及び枝を落とす範囲(程度)については,標準地等の実施状況に準ずるか,又は監督職員の指示によらなければならない。
- 2 枝の切断は,枝座を残して樹幹に平行かつ平滑に切断しなければならない。
- 3 枝落しに当たり,樹幹の形成層を損傷しないように留意しなければならない。
- 4 枝落しの時期は,指定された場合を除き,林木の生長休止期に行わなければならない。

第9 部分補植

部分補植は,第2章各節に準ずるものとする。

第10 簡易施設

簡易施設は,第2章第2節第5に準ずるものとする。

第4章 步道作設

- 第1 測量杭を中心とし、幅員に余裕を持った範囲内の管、雑草、流木等を刈り払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
- 第2 凹地形又は滞水のおそれのある箇所は、排水溝を設けなければならない。
- 第3 歩道作設により生じた切取り残土は、崩落、流出等のないよう処理しなければなら

別表 1 写真管理基準

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影時期	摘 安
着手前・完成写真	着手前	全景及び代表部分写真	着手前1回 区域面積が広い場合,林況ご とに適宜 〔着手前〕	同じ位置から,同じアングルで対比できるように撮影する。
	完 成	全景及び代表部分写真	業務完了後1回 区域面積が広い場合,林況ご とに適宜 〔完成後〕	同じ位置から,同じアング ルで対比できるように撮影 する。
作業状況写真	作業中	作業中の写真	工種,作業種,種別ごとに業 務計画書及び共通仕様書並び 諸基準に従い作業状況が確認 できるように適宜 〔作業中〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	業務打合簿に添付する。
安全管理写真	安全管理	安全訓練等の実施状況	実施ごとに1回 〔実施中〕	
使用材料写真	使用材料	形状寸法	各品目ごとに,全量が確認出 来るように適宜 〔使用前〕	
	業務材料検査(確認)状況	業務材料検査(確認)状況	各検査(確認)ごとに1回 〔検査(確認)時〕	

業務管理基準

工種	規格値	測定基準	管 理 方 法	摘 要
植栽工	植栽本数 1プロット - 10% 全プロットの平均 - 3% (0.1ha未満は全数量 - 3%)	0.1ha未満全数管理0.1ha~0.3ha未満2 か所以上	平面図にプロット番号を付し位置を 記入 ・ 様式 1 号	プロットで管理する場合は,1プロット200㎡を標準とする。
保育 (本数調整伐)	伐採率(本数率) (ha当たり成立本数2,000本以下) 1プロット ± 10% _ 全プロットの平均 ± 5% (ha当たり成立本数2,001本以上) 1プロット ± 5% 全プロットの平均 ± 5%		平面図にプロット番号を付し位置を 記入 ・ 様式 1 号	1プロット200㎡を標準とする。
柵 工	柵高 ±30mm 延長 -200mm	原則として施工延長40mにつき1か所,延 長40m以下のものは1施行箇所につき2か 所		
水 路 工	幅(上,下) ±50mm 延長 -100mm	原則として施工延長40mにつき1か所,延 長40m以下のものは1施行箇所につき2か 所		
暗渠工	延長 - 1 0 0 mm	原則として施工延長40mにつき1か所,延 長40m以下のものは1施行箇所につき2か 所		
全工種 (面積指定の 工種)	業務面積 設計値		面積計算書,平面図に朱記	